

様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

【1案】コミュニティバスの憩の家前への乗り入れ減便・バス停の移動について

乗り入れ減便及び憩の家前バス停の施設北側階段下への移動は難しいと考えております。

【2案】ガードレール及び路側帯の設置について

新たなガードレール及び路側帯の設置は難しいと考えております。

【3案】憩の家玄関前への柵の設置について

柵の設置は難しいと考えております。

2. 取扱いの理由

【1案】コミュニティバスの憩の家前への乗り入れ減便・バス停の移動について

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティバス全路線において利用者は減少しておりますが、今後の町の高齢者数は増加傾向にあり、コミュニティバスや憩の家の利用者も増加する見込みです。

ご提案いただきました内容につきましては、令和2年7月16日開催の基山町地域公共交通会議でも協議・検討させていただきましたが、憩の家玄関前にあるバス停を敷地外の階段下の道路脇に移動することは、利用者の利便性や安全性を考慮すると適当ではないとの意見で一致し、バス停の移動は困難と判断しました。

【2案】ガードレール及び路側帯の設置について

憩の家につながる町道のカーブ箇所には、すでにガードレールがあるため新たなガード

レールの設置は考えておりませんが、道路わきの雑草等により道幅が狭くなっている箇所も見受けられますので、定期的に管理を行い道幅の確保に努めることとします。

その上で、コミュニティバスとの離合につきましては、運行事業者に対し、危険個所で一時停止及びカーブミラー確認の徹底により安全でスムーズな離合ができるように再度指導をしております。

【3案】憩の家玄関前への柵の設置について

憩の家玄関前は、視覚障害の方も利用が出来るように点字ブロックを設置しており、玄関前に柵を設けるとその導線上になりますので、玄関前への柵等の設置は難しいと考えています。

また、子どもの飛び出し防止対策としましては、憩の家玄関内側に飛び出し防止の仕切りを設置し、施設内においても注意書きをしております。

さらに、憩の家玄関前のコミュニティバス転回場所を変更し、憩の家玄関前まではコミュニティバスを直進させることで運転士が子どもの飛び出し等について目視で確認しやすい形に運行方法を改善しております。

3. その他